

複式簿記の基本を学ぶコースです

第56回

春季

青色複式簿記講座

4月18日火開講

お申込み締切
4月14日金

●簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
●仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
●複式簿記で記帳して、青色申告特別控除65万円を受けたい
※簿記検定の試験対策講座ではありません

お申込み

TEL 0465-24-2614 平日9時～17時
FAX 0465-24-3688
E-mail soudan@gaoiro-odawara.com

開催要項

期 間4月18日(火)～5月26日(金) 10:00～12:00
毎週火曜日・金曜日の全10回
※5月2日(火)、5月5日(金・祝)は休講

会 場青色会館 4階
※場所は1面右上の地図をご参照ください

講 師東京地方税理士会 小田原支部 竹久保智之税理士

受講料会員6,000円
会員以外の方8,000円(テキスト代込)

持ち物筆記用具／電卓／受講料(初回当日)

定 員12名(定員になり次第締切らせていただきます)
※会館の駐車場が手狭なため、公共交通機関をご利用ください。
お車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用ください。
主催：公益社団法人小田原青色申告会

申告漏れがあった場合には…

売上に関する帳簿を
作成・保存していない事業者の方は
加算税が重くなります

さらに…記帳が重要になります

令和4年分の所得税の申告から、その
所得に係る取引を記録した帳簿書類の
保存がない場合には、原則として、業
務に係る雑所得に区分される(損益通
算や青色申告ができない)ことが明ら
かにされました。

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者
の方について、売上に関する帳簿を保存
していなかったことや帳簿の売上につい
ての記載が不十分であったことが税務調
査において把握された場合には、帳簿に
記載すべき事項に関する申告漏れ等に対
して通常課される加算税(過少申告加算
税・無申告加算税)の割合が最大10%加重
される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来
する申告所得税・法人税・消費税について適用
されます。
(例)申告所得税の場合は、令和5年分の確定申
告に対する修正申告等から対象

収入金額

記帳・帳簿書類
の保存あり

記帳・帳簿書類
の保存なし

300万円超

おおむね
事業所得

おおむね業務に係る雑所得

300万円以下

業務に係る雑所得

経理に不安の
ある方へ

記帳支援事業
(公益目的事業)

記帳処理
サービス

青色申告特別控除65万円が
適用されると、所得税、住民税、
国民健康保険料等の負担が
少なくなります。

毎月伝票確認
から決算申告指導まで、
専属の担当者が付いた完全予約制。
だから、安心・便利です。

ばっちり
節税
とっても
安心

本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万
円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自計化をサポート
致しますので、是非ご検討ください。
税理士関与の方とは税理士にご相談ください

お問い合わせ | TEL 0465-24-2614(事業課)

県税事務所
からのお知らせ

自動車税種別割のトラブル防止！

自動車税種別割は、4月1日に自動車を所有されている方(※)に
1年分(4月から翌年3月)を納めていただく税金ですが、年度の中
途で廃車・新規登録をした場合は、月割りの税額になります。
5月に県から納税通知書を送りますので、納税通知書の裏面に記載
されている金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等で納めてくだ
さい。
※ローン等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が
所有者とみなされます。

◎登録手続は3月中に忘れずに！

・自動車を売買・譲渡・廃車した場合
3月末までに自動車の名義変更や抹消登録が済んでいないと、元の
所有者に課税されます。トラブル防止のため3月中にこれらの登録手
続を済ませてください。
・転居した場合
転居された場合も、3月中に運輸支局で住所変更の手続きをしてい
ないと納税通知書が届かないことがありますのでご注意ください。

◎登録手続の問合せ及び申請先

横浜ナンバー 神奈川運輸支局 (050)5540-2035

川崎ナンバー 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 (050)5540-2036

相模ナンバー 神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 (050)5540-2037

湘南ナンバー 神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所 (050)5540-2038

◇問合せ先 小田原県税事務所 管理課 管理第二班 TEL0465-32-8000(代)

主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった
場合や、探しても見つからない場合は、各
問合せ先にご確認ください。

生命保険料・地震(損害)保険料 ➡ 加入先の保険会社
届く時期：前年10月頃

住宅借入金の年末残高証明書 ➡ 借入先の金融機関
届く時期：前年10月頃

国民年金保険料 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391
届く時期：前年11月頃

小規模企業共済掛金 ➡ 中小機構 コールセンター 050-5541-7171
届く時期：前年12月上旬

国民健康保険料(税) ➡ お住まいの市町村
届く時期：1月下旬

給与所得の源泉徴収票 ➡ 勤務先
届く時期：1月頃

公的年金等の源泉徴収票 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391
届く時期：1月中旬～下旬

個人年金の支払年金額等のお知らせ ➡ 加入先の保険会社
届く時期：1月中旬～下旬

特定口座年間取引報告書 ➡ 開設先の証券会社等
届く時期：1月中旬～下旬

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問
合せ先にお尋ねください。
※控除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください。

医療費控除には
明細書の作成が必要です

令和2年分から領収書の提出はできません！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

医療費控除の明細書の記載例

一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化
できます。(「医療費のお知らせ」は医療費控除の明細書と共に税務署
に提出します。)

「医療費のお知らせ」
を元に記入

「医療費のお知らせ」に記載のない医療費を
「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合
計して記入(「医療費のお知らせ」を使わずに、全ての医療費をこちら
に記入することも可能)

(1) 医療を受けた
方の氏名

(2) 病院・薬局などの
支払先の名称

(3) 医療費の区分

(4) 支払った
医療費の額

青色太郎

ロコ病院

診療・治療
介護保険サービス
医薬品購入
その他の医療費

9,400円

〃

JR、
〇〇バス

診療・治療
介護保険サービス
医薬品購入
その他の医療費

1,560円

〃

△△薬局

診療・治療
介護保険サービス
医薬品購入
その他の医療費

700円

青色花子

××診療所

診療・治療
介護保険サービス
医薬品購入
その他の医療費

4,400円

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先または
お住いの市町村にご確認ください。
詳しい情報は税務署にお問い合わせください

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○固定資産税

※小田原市は固定資産税及び都市計画税

小田原市：第4期分の納付期限 2月28日(火)

南足柄市：随時期分の納付期限 2月28日(火)

中井町・大井町・松田町・山北町
開成町・真鶴町・湯河原町：第4期分の納付期限 2月28日(火)

南足柄市：随時期分の納付期限 3月31日(金)

○令和4年分所得税の確定申告

申告期限 3月15日(水)

○所得税の青色申告承認申請手続き

申告期限 3月15日(水)

※1月16日以後新たに業務を開始した場合は、その業務開始日から2か月以内

○贈与税の申告

申告期限 3月15日(水)

○個人事業者の令和4年分消費税・
地方消費税の確定申告

申告期限 3月31日(金)

※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県
民税の納期限については、お住いの市町村にご確認ください。

会員限定
無料相談
要ご予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会
10時～12時
2月17日(金)
3月7日(火)
3月17日(金)
4月4日(火)
4月21日(金)

弁護士の
相続
相談会
10時～12時
2月15日(水)
3月15日(水)
4月19日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会
10時～12時
2月14日(火)
3月14日(火)
4月11日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産
相談会
10時～12時
2月16日(木)
3月23日(木)
4月27日(木)

税理士の
税
相談会
14時～16時
4月20日(木)
5月18日(木)

日本政策金融公庫の
融資
相談会
10時～12時
4月5日(水)

経営
相談会
日時応談
24-2614まで
ご予約ください

会場
納税者セン
ター！
注意
同一内容のご相談は
重ねてできません。
予めご了承ください。

県民共済
キャンペーンのご案内
県民共済では、2月1日から3月15日まで青色会
館にてキャンペーンを実施します。県民共済職員
が常駐致します。新商品の案内も行っておりま
すので、何かございましたらお気軽に声を掛け
てください。